

G X 推進関連の令和5年度の主な補助事業等（市町村向け）

自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助

1 事業の概要

災害時においても地域で一定のエネルギーを賄う自立・分散型エネルギー供給システムの事業化を前提とした、市町村の構想・計画づくり等に要する経費を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者

市町村等

(2) 補助対象経費

委託費、報償費、旅費、その他の経費で知事が必要と認める経費

(3) 補助率、上限額

ア 補助率 定額

イ 上限額 5,000千円

※ 5月19日公募〆切

(審査状況を踏まえ第2回目の公募を検討)

地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助

1 事業の概要

地球温暖化対策推進法の規定に基づく市町村の実行計画（区域施策編）等策定に係る委託費を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者

市町村

(2) 補助対象経費

委託費

(3) 補助率、上限額

ア 補助率 2／3

イ 上限額 4,000千円

※ 5月31日公募〆切

(審査状況を踏まえ第2回目の公募を検討)

G X推進関連の令和5年度の主な補助事業等（事業者向け）

事業者向けEV等導入事業費補助

1 事業の概要

中小事業者等の温室効果ガス排出削減の取組を支援するため、太陽光発電設備及びEV等の導入に要する経費を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者（次のいずれかに該当する者）

- ア 中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者）
- イ 年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL未満の事業所の所有者等

(2) 補助対象設備（※以下の設備を年度内に取りそろえることを条件とする。ただし、ア以外の設備については導入済みの設備を活用し、一部のみ導入することを可とする。）

- ア 太陽光発電設備（自家消費型に限る。）
- イ 蓄電池
- ウ EV、PHV
- エ 充放電設備

(3) 補助率、上限額

ア 補助率等

- ・太陽光発電設備 50千円／kW
- ・蓄電池 最大63千円／kWh
- ・EV・PHV 20千円／kWh
- ・充放電設備 1/2

イ 上限額

		省エネ診断又は二酸化炭素排出量の算定※	
		なし	あり
いわて脱炭素化経営企業等（いわて地球環境にやさしい事業所）認定	なし	太陽光発電	太陽光発電
		蓄電池	600千円
		EV	750千円
		PHV	850千円
		充放電設備	550千円
	あり	太陽光発電	850千円
		蓄電池	950千円
未認定	なし	太陽光発電	550千円
		蓄電池	750千円
		EV	950千円
		PHV	1,250千円
		充放電設備	850千円
	あり	太陽光発電	550千円
		蓄電池	950千円

※CO2排出量の可視化サービスの活用など事業者自ら又は外部に委託して、事業所等における排出量の算定を行っていること。

G X 推進関連の令和5年度の主な補助事業等（事業者向け）

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助

1 事業の概要

中小事業者等の温室効果ガス排出削減の取組を支援するため、既存の設備を高効率な機器へ更新する経費の一部を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者

次のいずれかに該当する者

- ア 中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者）
- イ 年間のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kL未満の事業所の所有者等

(2) 補助対象設備

- ア 高効率空調機器
- イ 高機能換気設備
- ウ 高効率照明機器
- エ 高効率給湯機器

(3) 補助率、上限額

- ア 補助率 1／2
- イ 上限額

		省エネ診断又は二酸化炭素排出量の算定※	
		なし	あり

いわて脱炭素化経営企業等認定 (いわて地球環境にやさしい事業所) 認定	なし	200千円	300千円
	あり	300千円	500千円

事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助

1 事業の概要

産業・業務、運輸部門の温室効果ガス排出削減の取組を支援するため、事業所や工場等への自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者

県内に事業所や工場等を有する事業者

(2) 補助対象設備

自家消費型太陽光発電設備

(3) 補助率、上限額

- ア 中小企業者（※）

50千円/kW（上限額50,000千円、1,000kW相当）

- イ ア以外の事業者

30千円/kW（上限額30,000千円、1,000kW相当）

※中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者）

※CO2排出量の可視化サービスの活用など事業者自ら又は外部に委託して、事業所等における排出量の算定を行っていること。

G X 推進関連の令和5年度の主な補助事業等（事業者向け）

E V等普及促進事業費補助

1 事業の概要

運輸部門の脱炭素に向けた取組を促進するため、タクシー・バスのE V、P H V等の導入に要する経費を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者等（タクシー・バス事業者等）

(2) 補助対象設備

- ア 電気タクシー（E V）、プラグインハイブリッドタクシー（P H V）
- イ 電気バス（E V）
- ウ 充放電設備（アに併せて導入する場合）

(3) 補助率、上限額

- ア 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー
 - ・補助率：1/4
 - ・上 限：E V 600千円（P H V 300千円）
- イ 電気バス
 - ・補助率：1/3
 - ・上 限：20,000千円
- ウ 充放電設備
 - ・補助率：1/4
 - ・上 限：375千円

水素モビリティ推進事業費補助

1 事業の概要

水素の利活用促進に向けて、水素ステーションの設置、燃料電池自動車（F C V）の導入に要する経費を補助するもの。

2 補助対象等

(1) 補助対象事業者

- ア 水素ステーション設置補助
市町村、その他の法人、個人事業者等
- イ 燃料電池自動車（F C V）購入補助
市町村、その他の法人等
- ウ 県公用車への燃料電池自動車（F C V）導入

(2) 補助対象設備

- ア 中規模水素ステーション
- イ 燃料電池自動車（P R用ラッピング費用を含む。）

(3) 補助率、上限額

- ア 水素ステーション
 - ・補助率：1/6
 - ・上 限：45,000千円
- イ 燃料電池自動車（P R用ラッピング費用を含む。）
 - ・補助率：定額
 - ・上 限：1,000千円

G X 推進関連の令和5年度の主な補助事業等（家庭向け）

～いわて住まいのカーボンニュートラル推進事業～

住宅部門からの温室効果ガスの削減と県民の居住環境の改善を図るため、「県内建築事業者への技術支援」および「既存住宅の省エネ化に対する補助」を実施。

①省エネ住宅技術推進支援事業

R5年度事業概要

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画における省エネ住宅化率の目標達成及び2025年度の省エネ基準適合義務化に対応し、適切な省エネ住宅が円滑に普及されるよう、住宅の省エネに係る制度内容や技術について、県内工務店や建築士の習熟度の向上を目的とした講習会を実施する。

※令和4年度 省エネ技術普及促進支援セミナー開催状況

第1回 9月15日	マリオス（盛岡地域）	83名
第2回 12月19日	久慈合同庁舎（県北地域）	39名
第3回 12月21日	奥州市江刺総合支所（県南地域）	44名
第4回 12月22日	釜石市民ホールTETTO（沿岸地域）	27名
第5回 1月26日	アイーナ8階会議室804	101名

②住まいの省エネ改修推進事業

R5年度事業概要

既存住宅からの温室効果ガスの排出削減を図るため、既存住宅の省エネ化に関する取組（省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修）について補助するもの。※国庫補助(住宅・建築物省エネ改修推進事業)活用事業

【支援内容】

・省エネ診断：最大150千円／件

既存住宅の省エネ性能の調査・診断への補助

・省エネ設計等：最大300千円／件

既存住宅の省エネ改修に向けた設計等への補助

・省エネ改修：最大1,025千円／件 (ZEH基準の場合)

既存住宅の省エネ改修への補助

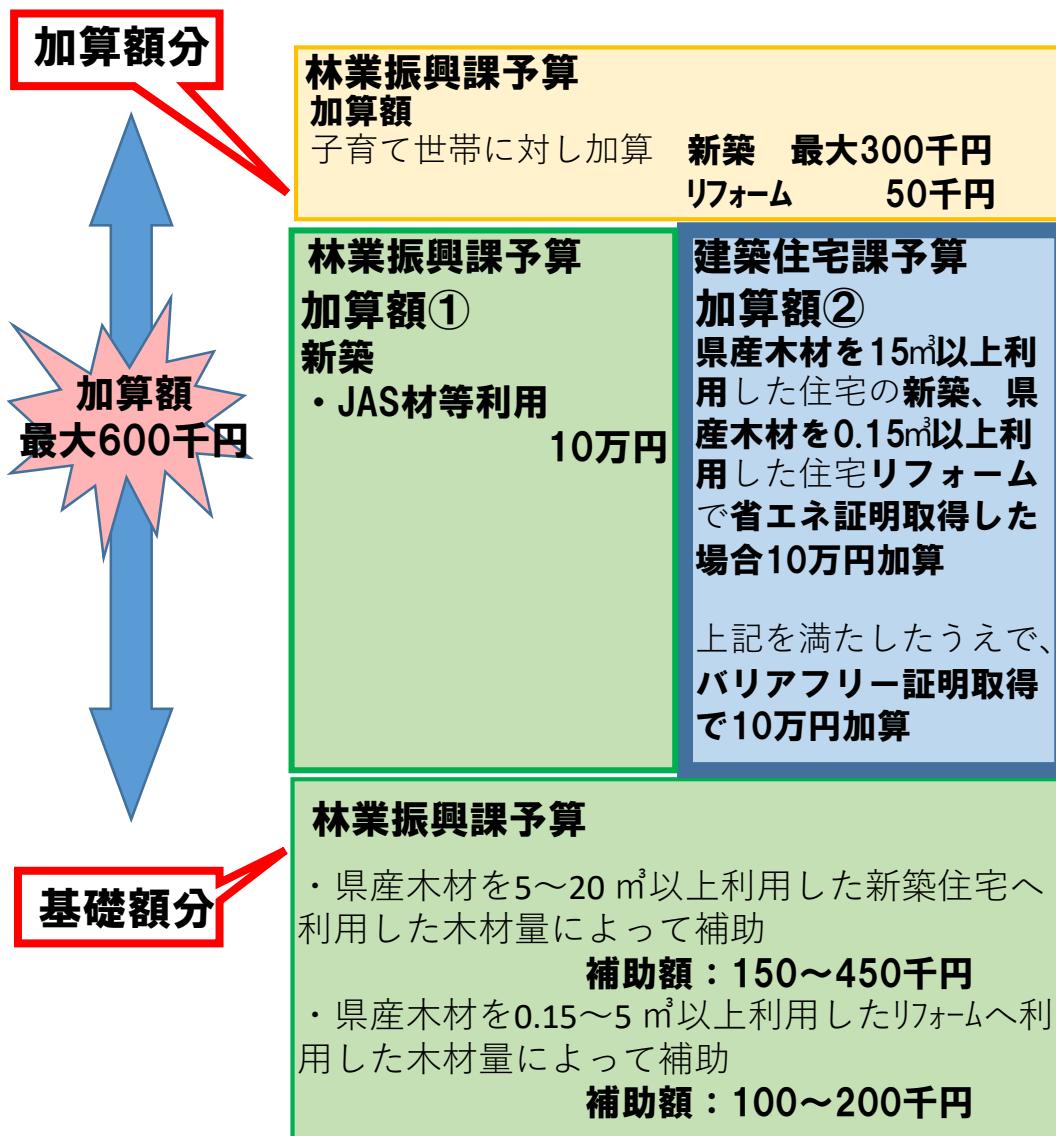
・構造補強加算：最大360千円／件

ZEH化に対応するための住宅の補強への補助

G X 推進関連の令和5年度の主な補助事業等（家庭向け）

～住みたい岩手の家づくり促進事業～

【建築住宅課と林業振興課事業との連携事業】



事業概要について

- 「省エネ」、「バリアフリー」の加算額
分について建築住宅課で予算措置
- ※建築住宅課分の加算額については、従前
から推進してきた「岩手型住宅」の規定を
満たした住宅にのみ加算する。

G X 推進関連の令和5年度の主な補助事業等（大学・研究機関等向け）

いわて戦略的DX・GX等研究開発推進事業（※令和5年度事業の公募は終了）

○事業の概要

（1）目的

「岩手県科学技術イノベーション指針」（以下「指針」という。）に掲げる科学技術の展開が期待される分野の研究開発及びこれらの分野におけるDX・GXの推進に資する研究開発で、将来有望な研究シーズの育成や、事業化に結び付くものを支援することによって、岩手発のイノベーションの創出を図る。

（2）事業の対象範囲

- ・この事業は、「学」が有する研究シーズについて、「産・学」又は「産・学・官」が連携して実用性を検証するもの。
- ・対象となるのは、基礎研究の段階にある研究開発のうち、一定程度の成果が得られた研究に関して、シーズ育成を実施することにより応用研究に展開する可能性の高い研究開発。

（3）研究開発課題の募集分野

指針に掲げる科学技術の展開が期待される次の分野

- ①次世代ものづくり分野
- ②ライフサイエンス分野
- ③加速器関連分野
- ④環境・エネルギー分野
- ⑤農林水産業高度化分野
- ⑥伝統産業高度化分野
- ⑦その他（上記以外で本県の産業創出に資すると認められる研究開発）

（4）募集区分

ア 一般枠

- （3）に掲げる分野に関する研究開発

イ DX・GX枠

- （3）に掲げる分野におけるDX・GXの推進に関する研究開発